

(資 料 提 供)
令和 7 年 1 1 月 1 4 日
健康福祉部企画調整室次長 福島
TEL 076-225-1412 (内線 4020)
県の受付窓口について
出納室出納課長 基村

令和 6 年能登半島地震及び令和 6 年奥能登豪雨 災害義援金の受付期間延長について

石川県では、令和 6 年能登半島地震及び令和 6 年奥能登豪雨によって被災された方々を支援するための義援金の受付期間（従来は令和 7 年 1 2 月 2 6 日（金）まで）を、令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで延長します。

1 義援金受付期間

(1) 令和 6 年能登半島地震災害義援金

令和 6 年 1 月 4 日（木）～令和 9 年 3 月 3 1 日（水）

(2) 令和 6 年奥能登豪雨災害義援金

令和 6 年 9 月 2 4 日（火）～令和 9 年 3 月 3 1 日（水）

2 義援金の取扱い

お預かりした義援金は、関係団体等で構成される災害義援金配分委員会により配分基準等を決定し、被災者の皆様にお届けします。

3 その他

日本赤十字社石川県支部及び石川県共同募金会でも、令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで受付期間を延長します。

(1) 日本赤十字社石川県支部

<https://www.jrc.or.jp/chapter/ishikawa/>

(2) 石川県共同募金会

<http://akaihane-ishikawa.or.jp/>